

保医発 0305 第 14 号
平成 24 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について

調剤報酬点数表における後発医薬品調剤加算をはじめとする診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品（以下「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」という。）については、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 14 号）により周知するとともに、その一覧を当省のホームページに掲載し、薬価基準に医薬品を収載する際に該当するものがあつた場合に、その一覧を更新しているところである。

平成 24 年度薬価改定を踏まえ、平成 24 年 4 月 1 日以降の診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品については、別紙 1 のとおりとするので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

また、本リストについては、当省ホームページにて掲載する予定である旨申し添える。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/index.html>)

なお、別紙 2 に示す後発医薬品については、平成 24 年度薬価改定において、その薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため、平成 24 年 4 月 1 日以降は、診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品から除外することとする。

なお、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 14 号）は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

